

過疎対策等の推進に関する提言

過疎対策等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 道路法第 17 条第 2 項により市が管理する県道の整備や、地域イントラネット及びケーブルテレビ事業（自治体出資の第三セクターも含む）の情報通信設備機器の更新に要する経費についても、過疎対策事業債を活用できるようにすること。
2. 過疎地域への普通交付税の補正率の拡大を検討すること。また、過疎地域において地域医療の中核的な役割を担う公的病院について、その建設に係る助成についても特別交付税の対象とすること。
3. 人口減少・少子高齢化の急速な進展等により、多くの課題を抱えている辺地・特定農山村地域・振興山村地域などの地域への財政支援として、過疎集落等自立再生対策事業の拡充など財政措置を充実させること。